

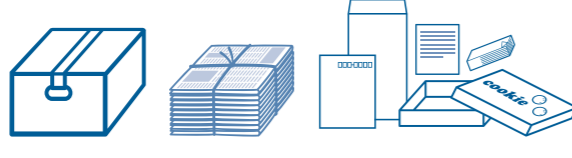
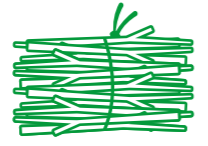












事業系廃棄物の分け方・出し方

事業系一般廃棄物(事業系ごみ)として処理するもの

食品・生ごみ等	食品の売れ残り 料理の食べ残り 飲食店の厨房などから出る調理くずなど 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、市の処理施設に自己搬入してください。 P7・P8へ 食品リサイクル業者に処理を委託してください。 P13・P14へ
	小売店等で売れ残った賞味期限・消費期限内の食品や、余剰食品、規格外商品など	フードバンクへの寄付をご検討ください。 P13・P14へ ・食品製造業などの業種から発生する食品廃棄物は産業廃棄物です。 ・食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組むよう努めてください。
紙類(リサイクルできない紙)	食品や油の付いた紙 使用済みのティッシュ リサイクルできない紙など 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、市の処理施設に自己搬入してください。 P7・P8へ ・建設業*、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。
	段ボール、新聞紙、雑誌類、雑がみ*、機密書類 <small>※雑がみとは、段ボール、新聞紙、雑誌類以外の紙です。</small> 	古紙業者(しっかり分別)又は一般廃棄物収集運搬許可業者(ゆる分別)に回収を依頼してください。 <small>※古紙業者と一般廃棄物収集運搬許可業者を併用することもできます。</small> P9~P12へ 古紙業者又は福岡市リサイクルベースに自己搬入してください。 P9~P12へ ・建設業*、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。
木くず・せん定枝	せん定枝など 	民間のリサイクル施設に自己搬入してください。 P15へ 一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託してください。 <small>※産業廃棄物以外の木くず・せん定枝のみ</small> P7へ
	・木くず・せん定枝は、市の処理施設への搬入はできません。 ・建設業*、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。	
古布	不要になった衣類など 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、市の処理施設に自己搬入してください。 P7・P8へ
	・化学繊維製品は産業廃棄物です。 ・建設業*、繊維工場などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。	

*建設業に関わるもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)

産業廃棄物として処理するもの

プラスチック類	プラスチック製の容器、ビニール袋、発泡スチロール、化学繊維など 	産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。
金属類	缶類(スプレー缶など)、金属類、その他金属製のもの(事務所の机、椅子、ロッカーなど) 	
ガラス・陶磁器類	コップなどのガラス類、陶磁器など 	
電池類	乾電池、充電電池など 	
水銀使用製品	蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池など 	
缶	飲料用などの缶 	納入業者やリサイクル業者に引き取りを依頼してください。納入業者などの引き取りができない場合は、産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。
びん	飲料用などのびん	
ペットボトル	飲料用などのペットボトル	
混合物	パソコン ・デスクトップパソコン本体 ・ディスプレイ ・ノートブックパソコンなど 	資源有効利用促進法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられていますので、メーカーの受付窓口に回収を依頼してください。 また、自作パソコンやメーカーがない場合は産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。 P15へ
	家電リサイクル法対象品目 (エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機) 	購入する(した)小売店に引き取りを依頼するか、指定引取場所に直接持ち込んでください。 P16へ
	業務用機器 (家電リサイクル法対象品目以外のもの)	産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

産業廃棄物はコチラ

許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

お問い合わせ先

産業廃棄物処理業者の照会
 (公財)福岡県産業資源循環協会
 TEL: 092-651-0171

お問い合わせ先

産業廃棄物に関する相談
 環境局 産業廃棄物指導課
 TEL: 092-711-4303

